

平成29年1月16日

近藤将允

## 二十一ヶ条要求の背景

この項に限らないが東書の歴史記述は、常に二つの視点から構成されている。

それは反日の視点と現代の基準で過去の歴史を評価する視点である。

反日の視点というのは、歴史記述以前のイデオロギーの問題であるし、現代の視点で過去の歴史を見るのも「事後法」で過去を裁いているようなもので、最早歴史記述とは言い難い。この二つの視点は相互に関連している。

つまり反日をベースにして、その上に現代の視点での歴史評価を、如何にも当時の歴史事象を記述しているかのように装ってまぶしているのである。

従って歴史書というより「左翼反日宣伝本」であり、会社で言えば「粉飾決算書」みたいなものであるが、これが教科書として通っている現実が恐ろしい。

この二十一ヶ条が出された当時の時代背景と、当時の時点での国家間の外交の実態に即して要求の中身を見ると、違った姿が浮かんでくるのである。

第一次世界大戦当時のアジアの構図は、日本とタイを除けば列強の植民地のままであり、中国も国内に各国の権益を許したままの状態にあった。

完全に欧州の植民地としてシェアが固定していたインドや今日の ASEAN 諸国と異なり、中国は日露戦争後も満州を中心に列強の熾烈な権益拡大の場になっていた。

南満州や東部内蒙古における我が国の地位について、日中間に何の具体的取り決めもなされないなど、日露戦争の戦後処理が不十分だったことが、列強が権益拡大に走る要因となり、それは取りも直さず我が国の権益が侵されることにつながることもあった。

このことが二十一ヶ条の要求(実際は十四ヶ条)の遠因である。

二十一ヶ条の要求について記述するのであれば、先ずこの点を押さえることが必須の要件である。

**列強の権益拡大工作の例:** 日本政策研究センター「二十一ヶ条の要求とは何であったのか」

(《知られざる大隈重信》より)

明治40年(1907年)以降、毎年満州における日本の立場を困難に陥れる事件が頻発した。

- 中国若しくは外国資本による新しい鉄道敷設問題
- 四国借款団の成立(日露を除く、英・仏・米・独4ヶ国合同での中国との借款契約による中国の開発) → 日本の進出を抑えることが目的
- 米国資本による福建省内での軍港若しくは造船所建設計画

- 揚子江の入り口にある船山列島のドイツへの租借計画
- 漢冶萍公司(日中両国合同企業) からの日本排除を狙いとした官営の主張

次に二十一ヶ条の要求内容であるが、それは以下のとおりである（同上からの抜粋）

第一号は、山東省における旧ドイツ権益の継承に関する要求四ヶ条。

第二号は、旅順・大連の租借期限及び南満州・安泰両鉄道の期限の延長、南満州・東部内蒙古における日本人の居住・営業などの自由に関する要求七ヶ条。

第三号は、漢冶萍公司の日支合弁に関する要求二ヶ条。

第四号は、支那沿岸の港灣や島嶼の他国への不割譲に関する要求一ヶ条。

第五号は、支那全般にわたる希望事項としての七ヶ条。

一号の山東省におけるドイツ権益の継承要求は、当時としては戦勝国の当然の要求であり列強も認めていた。

二号の要求であるが、日露戦争で得た租借の期限は、ロシアが中国から租借した期限の残余期限で、8年で満期となるものでこれを当時の国際基準である99年にする要求であり、居住・営業の自由など純粋に経済的要求に過ぎない。

第三号の要求は、漢冶萍公司には日本も莫大な資本を投入し共同経営しているのだから、中国による国営化や外国勢の排除要求も当然といえば当然の要求である。

共同経営にも拘らず国営化を模索し日本の排除を目論む中国側こそ非難されるべきである。

四号の要求についても、これらを許せば列強の権益拡大につながり、それは取りも直さず我が国にとっての不利益と安全保障上の問題となるものであるから、まだ帝国主義の雰囲気色が濃く残っている当時の国際情勢下では、ある意味当然の要求ともいえるのである。

二十一ヶ条の要求は、中国との交渉過程で幾度も修正に応じ、更に五号の希望事項は中国に全面譲歩して撤回している。

しかしこれでも交渉はまとまらなかった。

この間、中国政府による国内外への捏造宣伝が展開され、日本は困難な立場に立たされた。

「かくて出てきたのが、最後通牒の手段に訴えるという選択であった。実はこれは中国側が外交ルートを通し、密かに我が国に求めてきた手段でもあった。

要求を受諾することは不可避だとしても、それには彼らの面子を立てる舞台設定もまた必要であったのだ。五月七日、ついに最後通牒は出され、五月十日午前一時、要求は受諾された。

『軍事力を背景として中国にせまった』と教科書が書く交渉の顛末を迎えたのだ」（日本政策センター『二十一ヶ条の要求とは何であったのか』より）

東書はともかく自由社は、教科書としての紙幅の制限はあるにしても、これらの背景を踏まえもう少し突っ込んだ記述かさもなくば、章末の「コラム」または「もっと知りたい」で取り上げるなどの工夫が求められる。